

アスベスト建材を使用している建築物 の解体等工事の進め方 (ガイダンス)

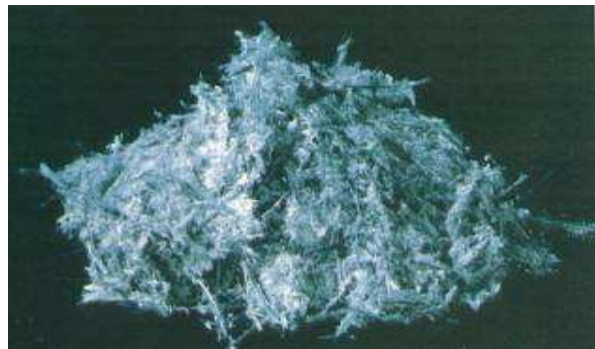
神奈川県 環境農政局 環境部 環境課
2025年10月21日

- 1 アスベストに係る法規等について
- 2 アスベスト問題の課題と対策

石綿（アスベスト）とは

- 石綿は天然に生成した極めて細い鉱物繊維（髪の毛の1/5,000程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』や『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約9割は建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）として昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。他に摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途がある。
- 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和4年には1,554人となっており、約20年間で約3倍に増加している。

クロシドライト（青石綿）



アモサイト（茶石綿）



クリソタイル（白石綿）



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

※この他にトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

1 アスベストに係る法規等について

一般環境の保全 (環境省) (神奈川県)

- 大気汚染防止法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

労働者の健康保護 (厚労省)

- 労働安全衛生法
- 石綿障害予防規則
- 作業環境測定法
- じん肺法

建物利用者の健康保護 (国交省)

- 建築基準法
- 宅地建物取引業法
- 住宅の品質確保の推進等に関する法律

工事の適正施工 (国交省)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

1 アスベストに係る法規等について

例) 建築物等の解体等工事を行う場合のポイント

事前の手続き等

- 事前調査の実施
- 発注者への説明
- 事前調査結果や作業内容に関する掲示 等
- 作業計画の作成
- 法令等に基づく届出

アスベストの飛散防止

- 解体工事や立入禁止等に関する掲示
- 脱衣設備等の設置
- 作業基準遵守の徹底
- 石綿含有建材の湿潤化
- 作業場の清掃 等

記録等

- 大気・作業環境測定、記録の保管
- 作業の記録、保管 等

1 アスベストに係る法規等について

例) 建築物等の解体等工事を行う場合のポイント

作業員の健康の保護

- 特別教育の実施
- 石綿作業主任者の選任
- 健康診断の実施、記録の保管
- 保護具・保護衣の使用



資源の有効な利用の確保

- 分別解体の実施
- 廃棄物の処理
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

1 アスベストに係る法規等について

補足

建築物のアスベスト含有建材の除去に関して、法律以外に自治体独自の条例を設けている場合がありますので、解体等工事を行う場合は必ず確認してください。

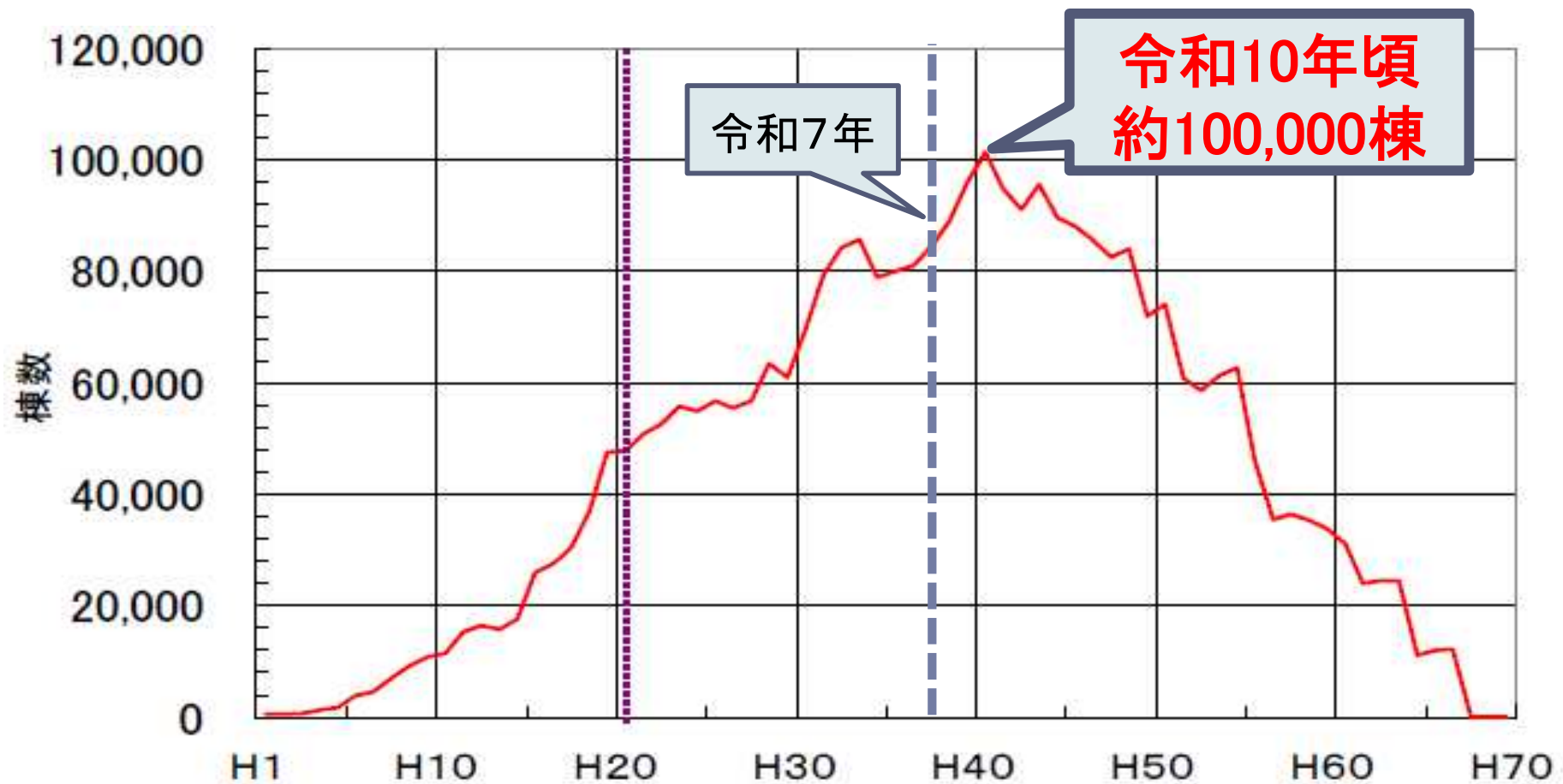
<例>

- 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
- 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例

2 アスベスト問題の課題と対策

令和10年頃にかけて解体がピーク

アスベスト含有建材が使用された可能性のある建築物は、老朽化の進行等にもない、今後、大量解体が見込まれている。



2 アスベスト問題の課題と対策

大規模災害への対応

大規模災害の頻発化、激甚化への対応として、損壊した建築物等からの石綿飛散対策として、平時から石綿使用状況の把握が重要

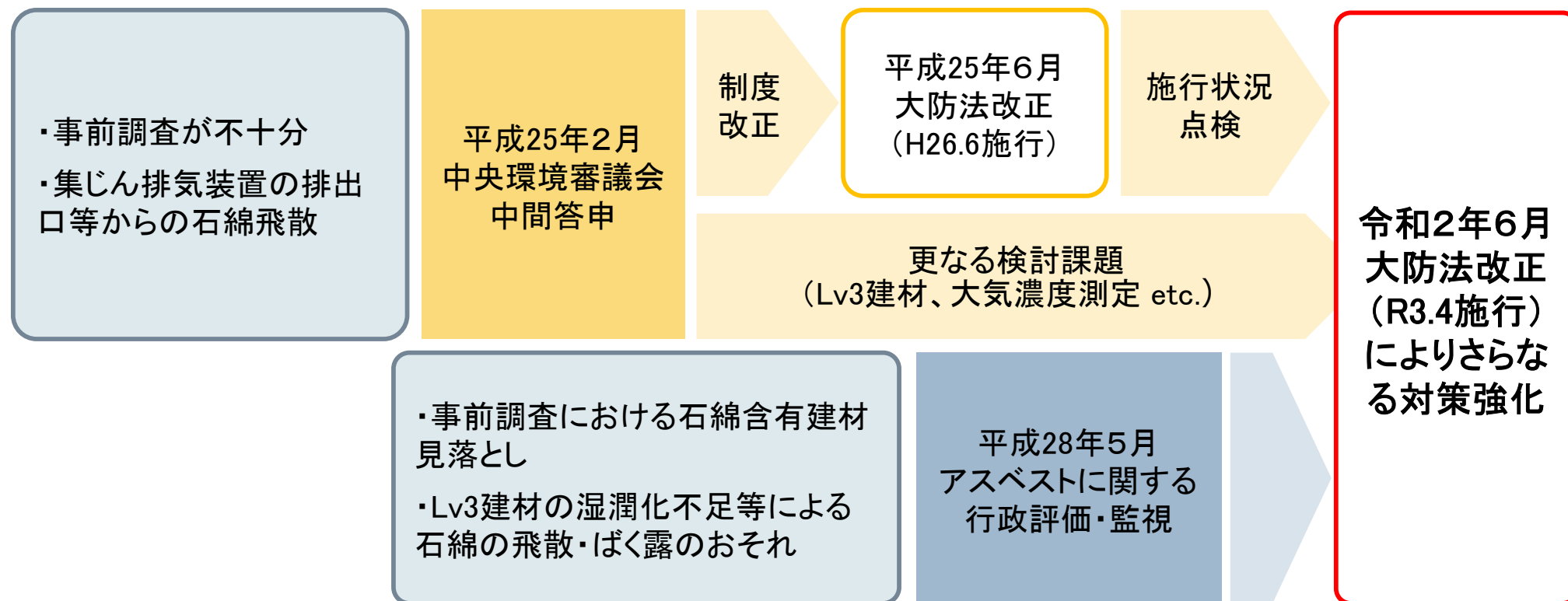


令和6年能登半島地震
(出典:環境省HP)

2 アスベスト問題の課題と対策

例) 大気汚染防止法(大防法)の動き

- 平成25年の大防法改正により、石綿飛散防止の強化がなされたものの、事前調査での石綿含有建材の見落としやレベル3建材の湿潤化不足などによる石綿飛散事例が把握された。
- 令和2年の大防法改正により、さらなる対策強化がなされた。



2 アスベスト問題の課題と対策

例) 大防法及び神奈川県動き

